税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額から令和５年度の市町村税課税状況調第 42 表の表側「道府県民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額を控除した額に 1.000（ただし、東京都にあつては 1.093）を乗じて得た額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に 1.071 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

F　地方税法附則第５条の４及び第５条の４の２の規定に基づく当該年度の５月末現在における道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した当該都道府県の額に 1.057 を乗じて得た額

G　地方税法附則第５条の４及び第５条の 12 の規定に基づく当該年度の５月末現在における道府県民税の特別税額控除額として総務大臣が調査した当該都道府県の額に 1.041 を乗じて得た額

H　令和５年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 4 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 5 年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に 1.039 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 0.667 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

二　前年度における分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得及び先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

I × 0.986 × 0.75 − J × 0.986 × 0.75 − K

I × 0.986 × 0.75 及び J × 0.986 × 0.75 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

I　令和５年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「算出税額」のうち、「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

J　前年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和６年総務省令第 75 号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「令和６年改正前の省令」という。）第 18 条第３項第１号算式の符号 B の額

K　次の算式によつて算定した額。ただし、指定都市以外の市町村にあつては、零とする。

のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額から市町村税課税状況調第 42 表の表側「道府県民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額を控除した額に 1.000（ただし、東京都にあつては 1.047）を乗じて得た額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に 1.001 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

F　地方税法附則第５条の４及び第５条の４の２の規定に基づく当該年度の５月末現在における道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した当該都道府県の額

G　市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 3 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 4 年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に 1.037 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 0.667 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

二　前年度における分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得及び先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

H × 0.986 × 0.75 − I × 0.986 × 0.75

H × 0.986 × 0.75 及び I × 0.986 × 0.75 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

H　市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「算出税額」のうち、「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

I　前年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 61 号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「令和 5 年改正前の省令」という。）第 18 条第３項第１号算式の符号 B の額